

香川県条例第12号

香川県ふじみ園条例及び香川県立川部みどり園条例の一部を改正する条例
 (香川県ふじみ園条例の一部改正)

第1条 香川県ふじみ園条例(昭和41年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(目的)</u> 第2条 香川県ふじみ園は、障害者につき、施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第3条及び第4条 削除</p>	<p><u>(目的)</u> 第2条 香川県ふじみ園は、知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行い、並びに知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させ、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする。</p> <p><u>(入所資格)</u> 第3条 香川県ふじみ園に入所することができる者は、18歳以上の知的障害者で次の各号のいずれにも該当しないものとする。 (1) 伝染性疾患又は著しい精神的若しくは身体的障害を有する者 (2) 団体生活に著しい支障を来すおそれのある者</p> <p><u>(入所期間)</u> 第4条 香川県ふじみ園の入所期間は、3年以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認める者については、これを延長することができる。</p>

(香川県立川部みどり園条例の一部改正)

第2条 香川県立川部みどり園条例(平成8年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(業務)</u> 第2条 略</p>	<p><u>(業務)</u> 第2条 みどり園の業務は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それ</p>

施設	業務
知的障害児施設	略
障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行うこと。

2 略

第3条及び第4条 削除

ぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

施設	業務
知的障害児施設	知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。
知的障害者更生施設	18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うこと。

2 略

(入所資格)

第3条 知的障害者更生施設に入所することができる者は、18歳以上の知的障害者で次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 伝染性疾患又は著しい精神的若しくは身体的障害を有する者
- (2) 団体生活に著しい支障を来すおそれのある者

(入所期間)

第4条 知的障害者更生施設の入所期間は、3年以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認める者については、これを延長することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額

1	略
2	公の施設の使用料
(1)～(20)	略
(21)	香川県立川部みどり園
	障害者支援施設
	略
(22)～(36)	略

第2表 略

1	略
2	公の施設の使用料
(1)～(20)	略
(21)	香川県立川部みどり園
	知的障害児施設
	知的障害者更生施設
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
(22)～(36)	略

第2表 略